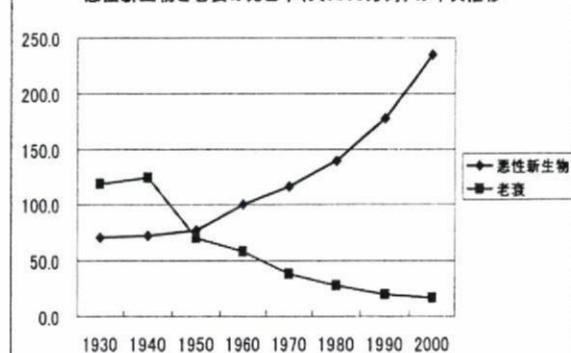


- がん登録のない日本では、がん医療の公式統計なし
- よりよきがん治療を求めて医療機関を渡り歩くがん難民
- 特別な治療をしなくても死ぬまで共存する天寿がんの存在
- 高齢のがん患者に対する外科的治療は、自然の老化(老衰)への挑戦といった色彩

(出典)額田 眞: がんとどう向き合うか. 岩波新書, 2007.

13

悪性新生物と老衰の死亡率(人口10万対)の年次推移



14

2. がん対策基本法とがん登録

15

がん医療に求められている事項

- 医療機関の機能分担(集中化)
- 施設の診療レベルの均てん化
- 治療の選択肢の明示
- 総合的な医療・ケアの視点
- 緩和医療、在宅医療、終末期医療(ホスピス)の整備

16

がん対策基本法

(平成18年9月成立、平成19年4月施行)

- 1条 目的
- 2条 基本理念 研究成果の普及を強調
- 3～8条 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等の責務
- 9～11条 国などによるがん対策推進基本計画
- 12～13条 がん予防の推進、がん検診の質の向上
- 14～17条 がん医療の均てん化推進、医療機関の整備、療養生活の質の向上、情報の収集提供
- 18条 研究の推進等

17

がん対策基本法第17条2項

▶ 国および地方公共団体は、がん患者のがん罹患、転帰、その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

<関連する法律・通知>

健康増進法第16条

がんその他の生活習慣病の発生状況の把握の努力義務

厚生労働省健康局長通知

がん登録には個人情報保護法の除外規定を適用

18

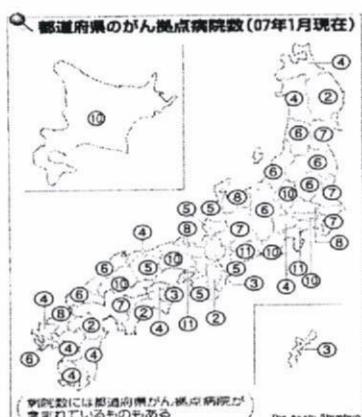
3. がん診療連携拠点病院とがん登録

19

がん診療連携拠点病院(平成18年4月～)

- 平成13年度～17年度は、がん診療拠点病院という呼称
- がん診療連携拠点病院は、全国で179施設(2007年初現在)
- 都道府県がん診療連携拠点病院は、全国で16施設(2007年初現在)
- がんの診療体制、研修体制、がん登録を含む情報体制の整備が指定の条件

20



21

がん診療連携拠点病院の要件 その1

■ 1 診療体制

(1) 診療機能

- ①各医療機関が専門とする分野
 - ア 集学的治療の実施
 - イ 各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療
 - ウ クリティカルパス(診療計画表)の整備
- ②我が国に多いがん(肺、胃、大腸、乳房のがん)
 - ア.イに加えて セカンドオピニオンの提示
- ③緩和医療の提供体制
 - ア.イ チームによる緩和医療
 - ウ.エ.オ かかりつけ医との連携
- ④地域医療機関への診療支援や病院連携・病診連携の体制

22

がん診療連携拠点病院の要件 その2

■ 1 診療体制のつづき

(2) 診療従事者

- ①専門的な医療に携わる医師の配置
 - ②専門的な医療に携わるコメディカルスタッフの配置
 - ア 薬剤師
 - イ 看護師
 - ウ 臨床心理士
 - エ 診療録情報士
 - オ 放射線技師
 - ③勤務環境
 - ④定期的評価・改善
- (3) 診療施設
- ①専門的治療室
 - ②禁煙対策

23

がん診療連携拠点病院の要件 その3

■ 2 研修体制

■ 3 情報提供体制

(1) 相談支援体制

(2) 診療に係る情報

(3) 臨床研究・治験に関して

(4) 院内がん登録に関して

24

4. がん登録の現状

25

各種がん登録の特徴			
	地域がん登録 (県単位)	院内がん登録 (施設単位)	臓器別がん登録 (臓器単位)
目的	地域のがん実態把握	施設のがん診療評価	全国のがんの詳細情報の収集
主要な指標	罹患率・生存率	生存率	生存率
実施主体	都道府県(市)	医療機関	学会・研究会
登録対象	対象地域の全がん	当該施設の全がん	専門病院のがん
収集項目	診断、初回治療、予後: 標準25項目(2004年)	診断、初回治療、予後: 必須・標準60項目(2006 年修正版)	臓器により異なる (200~300項目)
現状	34道府県1市にて実施	がん診療連携拠点病院 など	10~15臓器のがん 研究助成金研究班
問題点	・罹患の把握漏れが多い ・標準化の遅れ ・予後調査未実施	・診療録情報士の不足 ・標準化の遅れ ・不完全な予後調査	・個人情報の扱い ・不完全な予後調査

26

地域がん登録

- (定義)特定の集団(通常、都道府県)におけるがん患者のすべてを把握し、罹患から治癒もしくは死亡に至る経過の情報を集め、保管、整理、分析すること
- (情報)氏名、性、生年月日、住所、がんの部位、診断年月日、その他
- (目的)がん罹患率の把握、がん生存率の把握によるがん検診の評価、がん治療の評価
- (作業)院内がん登録からの届出票と保健所からの死亡票を統合

27

主要国の地域がん登録

	医療機 関の権 限・義務	義務違反 に対する 制裁	患者への説 明の要否	患者の同意 の要否	登録情報の 匿名
アメリカ各州	義務	行政処分・罰金	不要	不要	顔名
カナダ各州	義務	罰金	不要	不要	顔名
イギリス	権限	—	説明文章	拒否権あり	顔名
オーストラリア各 州	義務	罰金	不要	不要	顔名
ドイツ各州	義務か 権限	無	通知義務、 2州要	13州不要 2州要	2州顔名
フランス	権限	—	必要	不要・拒否 権あり	顔名
デンマーク	義務	罰金	不要	不要	顔名
スウェーデン	義務	—	不要	不要	顔名

28

5. がん一次予防の課題と がん登録

29

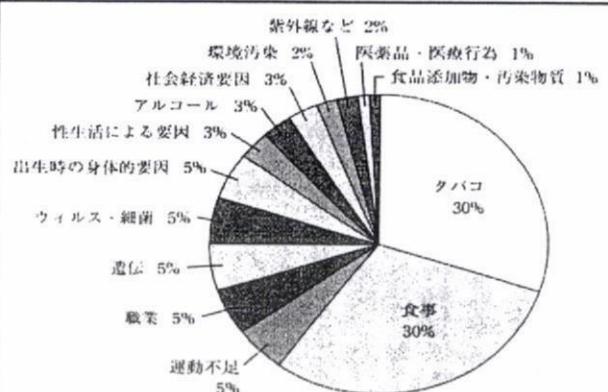


図 11-1 米国におけるがんの原因。ハーバード大学が 1996 年に発表した疫学研究に基づく推定値

日本の社会が生み出した特記すべきがん

- アスベストによる中皮腫、肺がん
- 粉じんによる肺がん
- 放射線被曝(医療用、原発)によるがん
- タバコ(対策不十分)による種々のがん
- HCV、HBV感染(医原性)による肝がん

これらの罹患率把握にがん登録は不可欠

31



奈良医大・車谷教授、他(毎日新聞、2005年8月28日)
32

国の喫煙対策は不十分

- 「健康日本21」で喫煙率の目標値なし
- 「健康日本21」の見直しでも、喫煙率の目標値なし
またも、たばこ産業と自民党に屈した厚生労働省(平成19年1月7日、朝日新聞社説)
- 平成20年度からの特定健診では、喫煙対策は肥満対策よりも軽い位置づけ
日本公衆衛生学会からも、厚生労働省健康局長宛の意見表明(平成19年3月23日)

33

6. がん二次予防の課題と がん登録

34

がん対策基本法第13条

▶ 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講じるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

35

がん対策基本法のがん検診の位置づけは不十分

国及び地方公共団体の責務は、がん検診に関し、「質の向上等を図るために必要な施策」と「普及啓発その他の必要な施策」を行う。

↓

がん検診の実施自体に対する国及び地方公共団体の責務が明記されず

↓

市町村は、自らの費用負担(一般財源)でがん検診事業を行う。

36

がん検診に関する死亡率減少効果の評価

部位	検査法	死亡率減少 効果	現状
胃	胃部X線検査	相応の根拠	継続
大腸	便潜血検査	充分な根拠	継続
肺	胸部X線検査 +喀痰細胞診	相応の根拠	継続
乳房	視触診単独	効果なしとする 相応の根拠	乳房X線との併用 に変更
子宮頸部	細胞診	十分な根拠	継続
子宮体部	細胞診	根拠不十分	高危険群に実施

これらのがん検診の評価にがん登録は不可欠

37

米国のがん検診受診率の現状と目標

がん	検診方法	対象年代	受診間隔	現状 (1998 年)	目標 (2010 年)
子宮頸がん	細胞診	18歳以上	3年	79%	90%
乳がん	マンモグラフィー	40歳上	2年	67%	70%
大腸がん	便潜血検査	50歳以上	2年	35%	50%

「ヘルシーピープル2010」

38

7. がん三次予防の課題と がん登録

39

がん治療の評価にがん登録は不可欠

- 治療方法別の生存率
- QOLを加味した生存率
- 天寿がんの統計

↓
治らないけれども、快適に、
なるべく長く生きられるように
がん患者を支える医療

40

8. まとめ

- がん罹患率の把握にがん登録
- がん対策基本法にがん登録
- がん診療連携拠点病院にがん登録
- 先進国中、不備なのは日本だけのがん登録
- 社会が生み出したがんの患者への支援の充実にがん登録
- がん検診の評価にがん登録
- がん治療の評価にがん登録

41

文献

1. 近藤 誠: 「治らないがん」はどうしたらいいのか。メディカルトリビューンブックス, 1999.
2. 津金昌一郎: がんになる人 ならない人。科学的根拠に基づくがん予防。講談社ブルーバックス, 2004
3. 特集. がん対策 1, 2. 公衆衛生 2007; 71(1,2).
4. 柳原和子: がん患者学. 中央公論新社, 2004.
5. 頼田 黙: がんとどう向き合うか. 岩波新書, 2007.

42

第13回社会医学サマーセミナー

環境政策における疫学研究の役割

大気汚染に関する研究から

島 正之

兵庫医科大学公衆衛生学教室



大気汚染の急性影響エピソード

- 1800年代後半～: London
- 1930年: Meuse Valley, Belgium
 - ほとんどの住民が眼、咽頭の刺激症状
 - 過剰死亡50名(期待死亡の6倍)
- 1948年: Donora, PA
 - 人口の43%が眼、鼻、咽頭の刺激症状、胸痛等
- 1952年: London, UK
 - 石炭暖房によるスモッグの発生
 - 二酸化硫黄濃度: 最大 1.3 ppm
 - 発生後2週間で約4,000名の過剰死亡(特に、気管支炎による死亡の増加、心疾患のある人への影響が大)、その後の影響も含め8,000名の過剰死亡

日本における大気汚染

四日市喘息

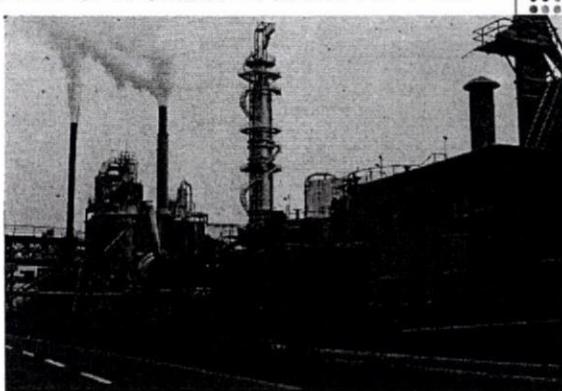
- 1960年代 三重県四日市市の石油コンビナートから排出された二酸化硫黄による大気汚染
 - 住民に気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫、喘息性気管支炎が多発
- 1960年代以降、工業地帯を中心に、全国的に大気汚染による健康被害が問題となる。
- 千葉、東京、横浜、川崎、富士、名古屋、大阪、尼崎、神戸、倉敷など

尼崎市の発電所(1964.3.2)



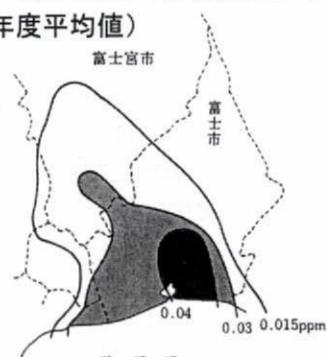
(小山仁示、「西淀川公害」東方出版、1988より)

富士市の製紙工場(1970年頃)

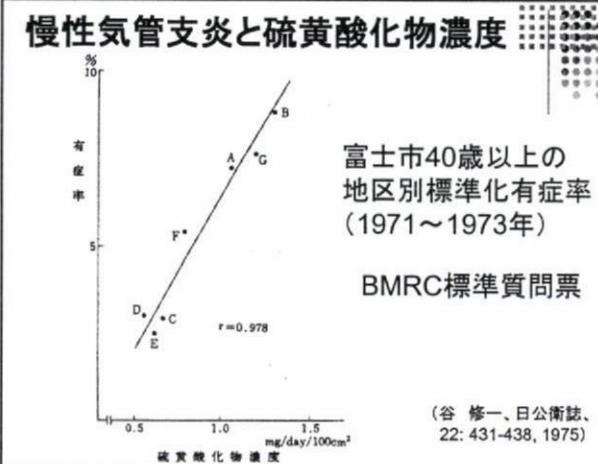


富士市の硫黄酸化物濃度分布

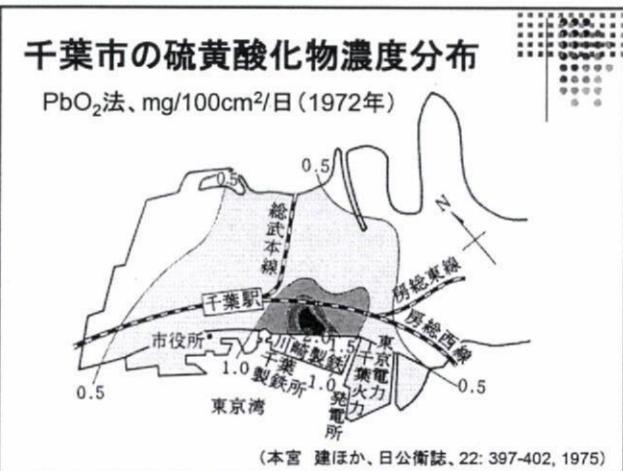
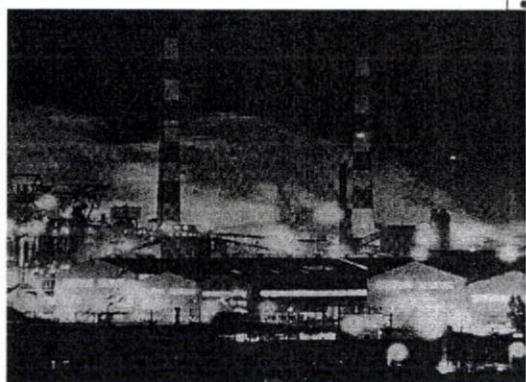
(1972年度平均値)



(谷 修一、日公衛誌、22: 431-438, 1975)

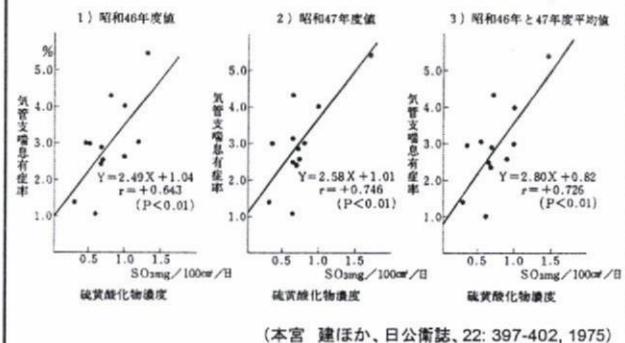


千葉市の製鉄工場(1973年)



喘息有症率と硫黄酸化物濃度の関係

千葉市12小学校の男子学童(1972年)



公害対策と健康被害の補償

- 1967年 公害対策基本法
- 1969年 二酸化硫黄の環境基準制定(1973年改定)
 - その後、他の大気汚染物質についても順次制定
- 1972年 四日市公害訴訟判決(被害住民が勝訴)
- 1973年 公害健康被害補償法
 - 公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護
 - 第一種指定地域
 - 大気汚染が著しく、その影響による気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫、喘息性気管支炎が多発した地域

公害健康被害法における旧第一種指定地域

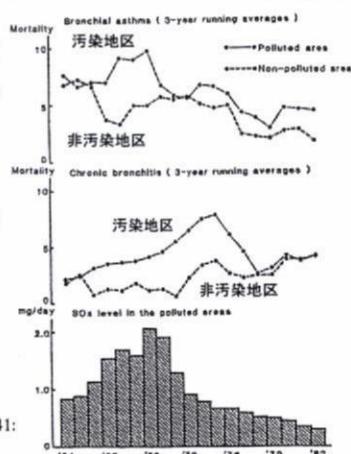


硫黄酸化物濃度と喘息および慢性気管支炎の死亡率

四日市保健所管内の死因別年齢調整死亡率

- 上段: 気管支喘息
- 中段: 慢性気管支炎
- 下段: 硫黄酸化物濃度
(年平均値)

(Imai, et al. Arch Environ Health 41: 29-35, 1986)



公害健康被害制度の見直し

- 様々な公害防止対策
 - 二酸化硫黄による著しい大気汚染の改善
- 1988年、第一種指定地域の解除
 - 新規の患者認定は行われない
(既被認定者に対する補償給付は継続)
 - 大気汚染防止対策の一層の強化
- 環境保健サーベイランスシステム
 - 地域住民の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を早期に講じる。
- 局地的大気汚染(幹線道路沿道等)の健康影響
 - 調査を実施し、必要な被害者救済のための措置を検討

大気中二酸化硫黄濃度の推移

継続測定局における年平均値



(資料:環境省)

大気中二酸化窒素濃度の推移

継続測定局における年平均値



(資料:環境省)

大気中浮遊粒子状物質濃度の推移

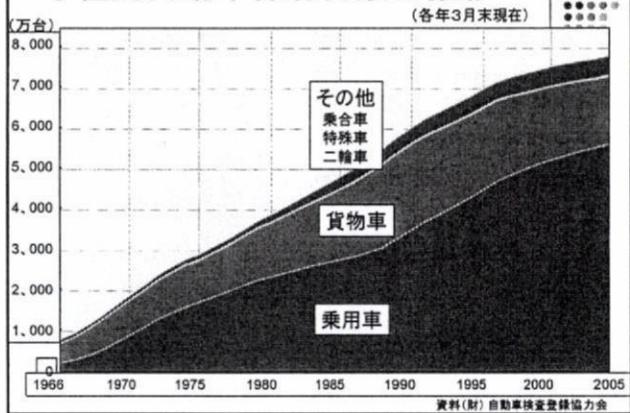
継続測定局における年平均値



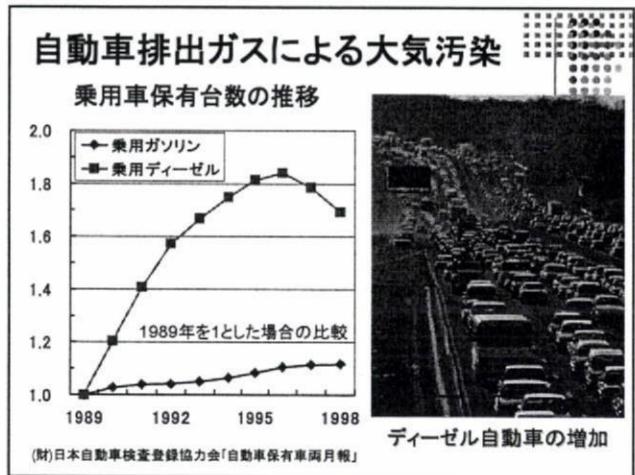
(資料:環境省)

車種別自動車保有台数の推移

(各年3月末現在)

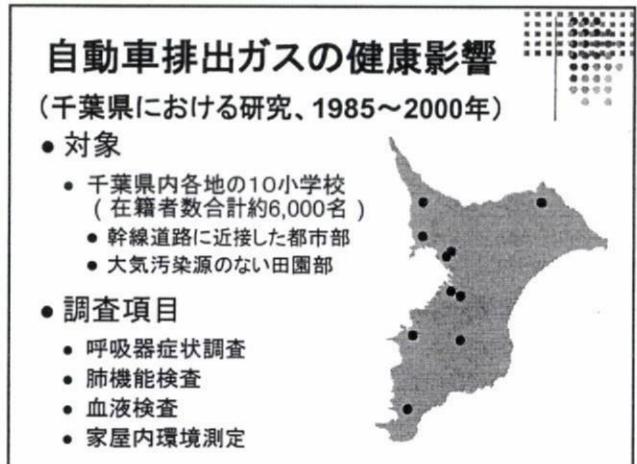


(資料)(財)自動車検査登録協力会



大気汚染の課題の変遷

- 固定発生源(工場等) → 移動発生源(自動車)
- ガス状汚染物質 → 粒子状物質など
- 微小粒子、ディーゼル排気粒子
- 未規制の有害大気汚染物質
(アセトアルデヒド、キシレン等)
- 高濃度汚染 → 比較的低濃度の汚染
- 広域汚染 → 幹線道路沿道等の局地的汚染



対象小学校

千葉県船橋市

昼間12時間自動車交通量
(1999年道路交通センサス)

	京葉道路	東関東 自動車道	国道357号
自動車 (台)	74,155	78,233	37,548
大型車 (台)	13,414	21,253	15,186
混入率 (%)	18.1	27.2	40.4



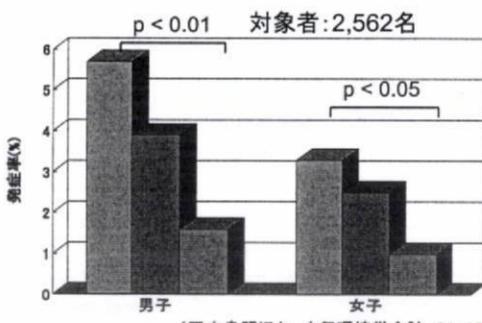
大気汚染濃度(1998年平均値)

- 二酸化窒素 0.029 ppm
- 浮遊粒子状物質 0.046 mg/m³



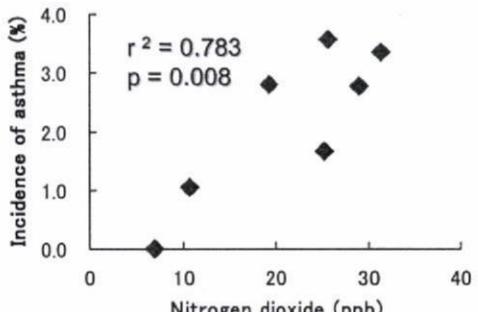
居住地区別喘息症状発症率

千葉県、1992～1994年



地域別喘息症状発症率

千葉県、1992~1994年



(Shima, et al. Int J Epidemiol 29: 862-870, 2000)

千葉県における疫学調査のまとめ

- 幹線道路の沿道部に居住する小学生の気管支喘息症状の有症率及び発症率が高かった。
- アレルギー等の多くの関連要因の影響を調整しても、沿道部における喘息の発症率は有意に高かった。
- 居住地域の大気汚染濃度との関係では、屋外の二酸化窒素濃度が高い地域の小学生ほど喘息の発症率が高かった。
- 以上より、自動車排出ガスによる大気汚染は小学生の喘息症状の発症に関与することが示唆された。

社会との関わり

- 環境対策の推進
 - 排ガス規制の強化
 - ディーゼル車通行規制
 - 沿道環境の改善
 - 大気環境モニタリング
- 衆議院環境委員会
 - 参考人として意見陳述
(平成15年3月)
- 健康影響調査の実施

Nature, Vol 408, 7 December, 2000

Japan makes polluters pay after landmark court ruling

The Environmental Agency and the Ministry of Economy, Trade and Industry are pressuring local governments to implement rules that will force companies to pay fines if they pollute. The Japanese government has issued guidelines for the first time defining how much each company must contribute to the cleanup of contaminated sites. The guidelines were developed by the Environment Agency and the Ministry of Economy, Trade and Industry. The guidelines are designed to help companies understand their responsibilities under the new law. The new law requires companies to contribute to the cleanup of contaminated sites. The guidelines also provide information on how to calculate the amount of money each company must contribute. The guidelines are intended to help companies understand their responsibilities under the new law. The new law requires companies to contribute to the cleanup of contaminated sites. The guidelines also provide information on how to calculate the amount of money each company must contribute.

幹線道路沿道部の大気汚染による健康影響

- 幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係については、科学的知見が不十分
- 国会附帯決議（昭和62年、平成15年など）
 - 「近時の大気汚染訴訟の判決等を踏まえて、主要幹線道路沿道等の局地的大気汚染による健康影響に関する調査を早期に実施するとともに、必要な被害者救済のための措置を検討すること」（平成15年 参議院環境委員会）
- 国際的にも注目されており、多くの疫学調査が実施されている。

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(SORA: そらプロジェクト)

Study On Respiratory disease and Automobile exhaust

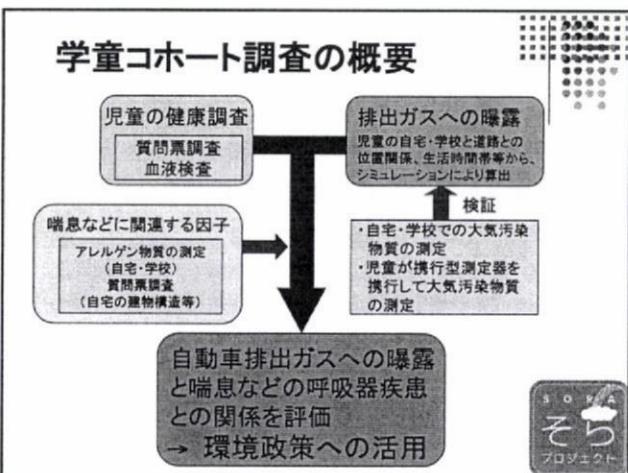
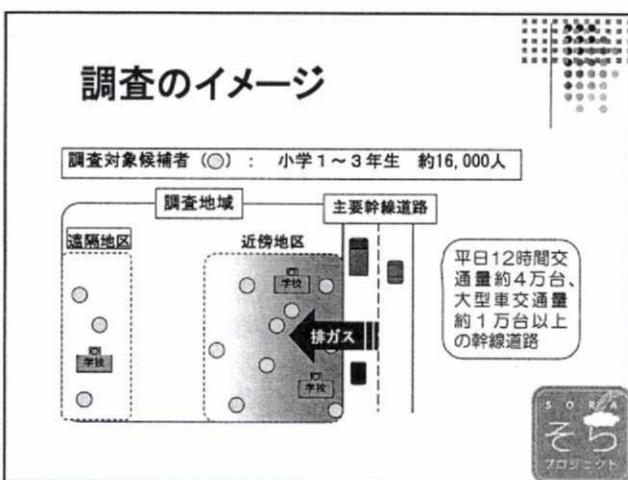
- ① 小学生対象のコホート調査(平成17年度～)
- ② 幼児対象のコホート内症例対照研究
(平成18年度～)
- ③ 成人を対象とした調査(平成19年度～)

これら3つの調査より、幹線道路沿道部における自動車排出ガスへの曝露と気管支喘息及び慢性閉塞性肺疾患の発症の関係を評価する。

* 環境省「そらプロジェクト」ホームページ
<http://www.env.go.jp/chemi/sora/>

学童コホート調査(2005～2010年)

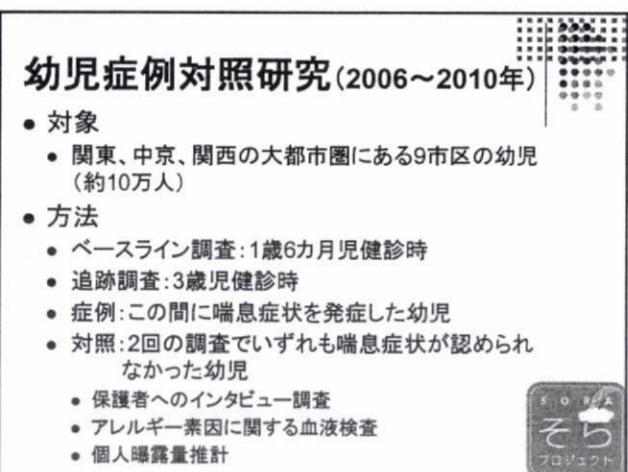
- 目的
 - 気管支喘息の発症等と道路沿道における自動車排出ガスへの曝露との関連性を明らかにする。
- 対象
 - 関東・中京・関西の大都市圏に住む約16,000人の小学生のうち、保護者の同意が得られた方。
- 方法：前向きコホート研究
 - 4年間継続して呼吸器症状の調査を行い、その間の気管支喘息の発症等を評価する。
 - 自動車排出ガスへの曝露量は、数理モデルによって算出する。



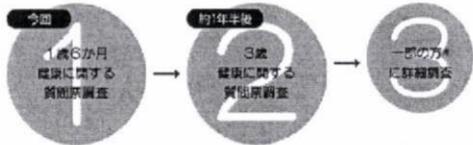
ベースライン調査の実施状況

- 平成17年9月～10月に各協力小学校を通じて実施（協力小学校の在籍者数は16,274名）
- 質問票調査への協力者数は12,515名（同意率76.9%）
- 血液検査の実施者数は9,541名（質問票調査協力者の76.2%）
- ダニアレルゲン検査への協力者数は11,589名（質問票調査協力者の92.6%）
- 高い同意率を確保し、自動車排出ガスへの曝露と気管支喘息の発症との関連性を明らかにしたい。

そら
プロジェクト



幼児症例対照研究の概要



- 1歳6ヶ月児健診時に健康に関する質問票調査(平成18年7月から開始)
- 平成19年3月までに約21,000名から回収(回収率約65%)



調査の社会的意義

■環境政策への活用

- 排ガス規制の強化
- 大気モニタリングの拡充
- 道路公害対策の推進
- 沿道環境の改善
- 医療費助成制度
 - 東京都で創設される見込み
 - 5年後に「そらプロジェクト」の結果等によって検証
 - (東京都ホームページより)

読賣新聞

2007年1月13日 1版 1面

東京大気汚染
排ガス割合で負担



微小粒子の健康影響

今後の大気汚染の主要な課題

- ディーゼル排気粒子(DEP)などの粒子状物質の健康影響について国際的な関心が高まっている。
- 米国を中心に、大気中微小粒子($PM_{2.5}$: 粒径2.5[m以下]濃度と呼吸器・循環器系疾患による救急受診、入院や死亡との関係が示され、近年は虚血性心疾患に及ぼす影響が注目されている。
- わが国でも、 $PM_{2.5}$ 濃度と呼吸器疾患による日死亡、喘息児のピークフロー値の低下との間に有意な関連性が認められている(環境省の微小粒子状物質曝露影響調査研究)。
- 死亡リスク推計値は諸外国における報告よりもやや低く、特に循環器系疾患への影響は異なる可能性がある。

WHO Air Quality Guidelines

(2006年10月)

● 粒子状物質

- $PM_{2.5}$: 年平均値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(粒径 2.5 μm 以下) 24時間平均値 25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
- PM_{10} : 年平均値 20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
(粒径 10 μm 以下) 24時間平均値 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(参考)日本の現在の環境基準

SPM(PM_7 に相当) 1日平均値 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
かつ1時間平均値 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

厚生労働行政と医系技官の役割

第13回社会医学サマーセミナー

2007年8月24日

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課

かみのた まさひろ
神ノ田 昌博

説明内容

医系技官とは

仕事の内容

- ・ 医療制度改革
- ・ 感染症対策

医系技官とは

「医学」をどのように「社会適用」するか？

- 臨床 … 約260,000人（約95%）
- 研究 … 約5,000人（約2%）
- 行政 … 約2,000人（約0.7%）
医系技官 … 約200人（約0.07%）

医系技官の現状

- 総勢 約 200名
- 厚生労働本省 約 100名
 - 医政局長、健康局長、技術総括審議官
 - 食品安全部長
 - 厚生科学課長、指導課長、研究開発振興課長、疾病対策課長、結核感染症課長、血液対策課長、労働衛生課長 他
- 他省庁、自治体、関係機関等 約 100名
 - 人事院、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、環境省、防衛省 等
 - 都道府県保健福祉部局
 - 国際協力機構、宇宙航空研究開発機構 等
 - 大使館、国際連合日本政府代表部、WHO、UNAIDS 等

医系技官の役割

医師免許を持ち、医学のバックグラウンドを持つ技術系行政官として、医学の成果を制度（法律、予算措置等）で実現する



EBHP(Evidence Based Health Policy)の実践
科学を政策で具現化し、公衆衛生行政、医療行政を推進

仕事の内容

衛生行政

公衆衛生の向上のために、
国、地方公共団体などの公の責任において、
必要な条件（人・予算・組織・制度など）を
整える働きであり、
公衆衛生活動の質の向上を図る働きである。

（橋本正己、1957）

医系技官のツール

- 人 → 組織・定員要求
- 金 → 予算要求・執行
- ルール → 法律、政省令、通知、
事務連絡、マニュアル等

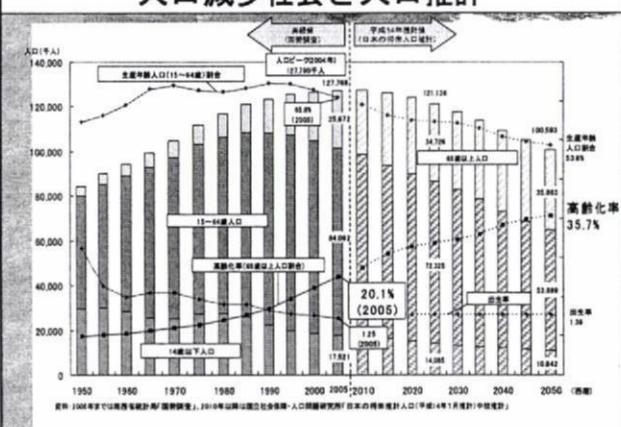
■各論1

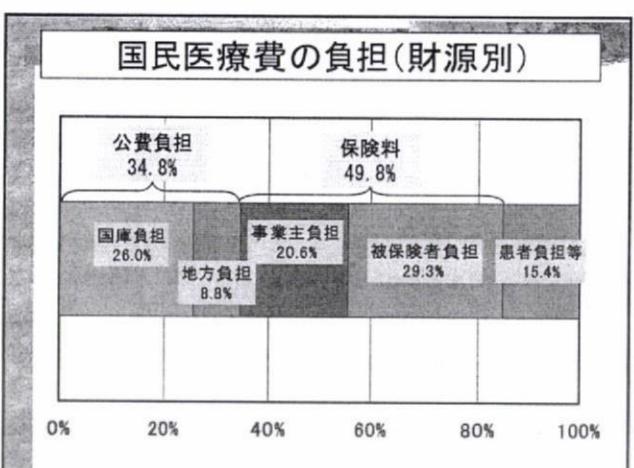
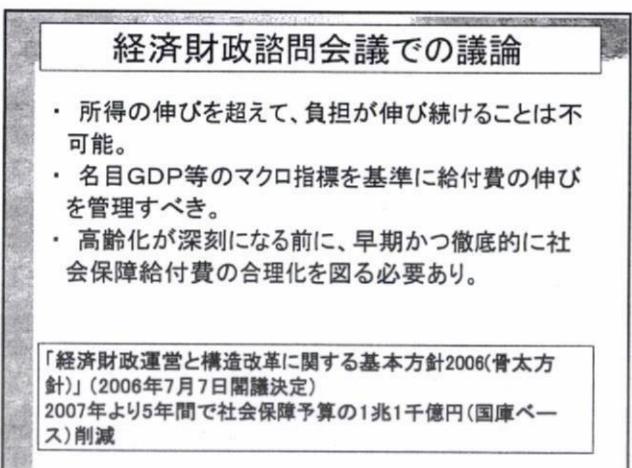
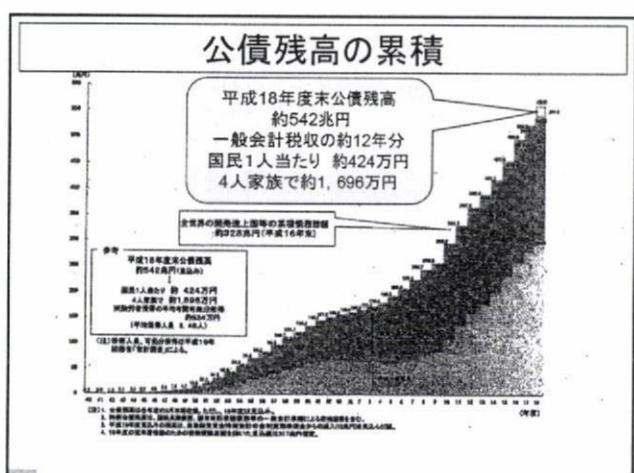
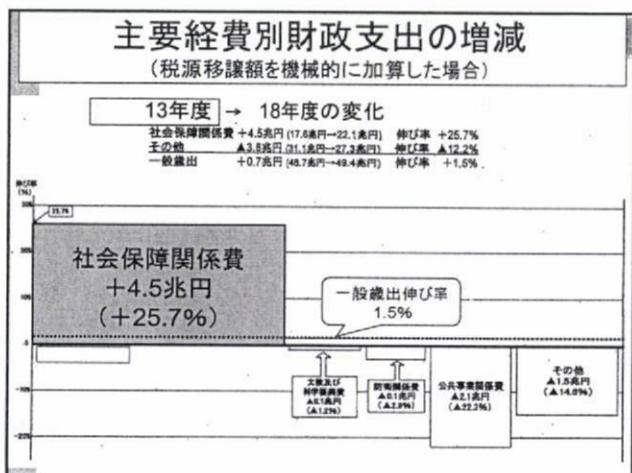
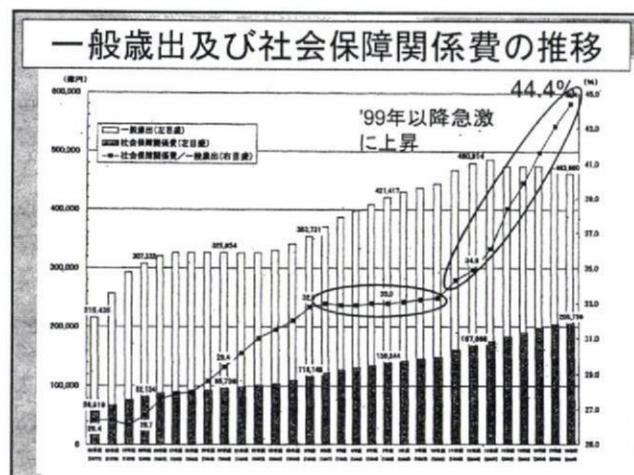
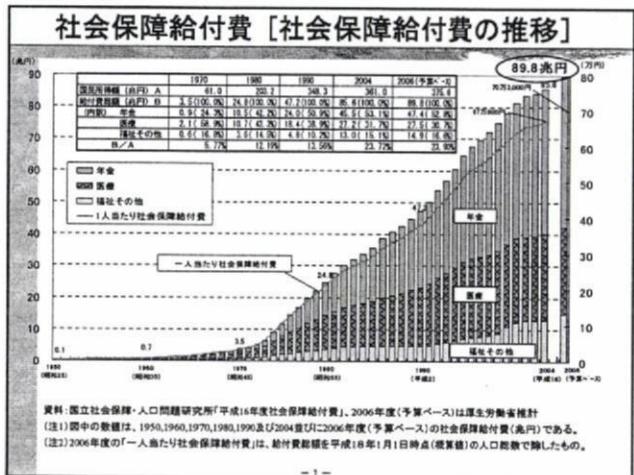
医療制度改革

主要国の保健システムのランキング (WHO The World Health Report 2000)

	医療到達度						医療効率	
	総合評価	健康寿命	地域格差	人権尊重	差別の少なさ	費用負担の公平性	健康寿命	総合評価
日本	1	1	3	6	3-38	8-11	9	10
フランス	6	3	12	16-17	3-38	26-29	4	1
カナダ	7	12	18	7-8	3-38	17-19	35	30
英国	9	14	2	26-27	3-38	8-11	24	18
イタリア	11	6	14	22-23	3-38	45-47	3	2
オーストラリア	12	2	17	12-13	3-38	26-29	39	32
ドイツ	14	22	20	5	3-38	6-7	41	25
米国	15	24	32	1	3-38	54-55	72	37

人口減少社会と人口推計





主なOECD加盟国の医療費		
国名	総医療費の対GDP比	順位
アメリカ	14.6	1
ドイツ	10.9	3
フランス	9.7	7
スウェーデン	9.2	12
イタリア	8.3	15
日本	7.9	17
イギリス	7.7	19
フィンランド	7.2	23

OECD「HEALTH DATA 2005」

医療制度の持続可能性を確保するためには、どのような対策が必要か？

- ① 医療費の財源を増やす。
 - 公費負担を増やす。
 - 保険料を上げる。
 - 自己負担を上げる。

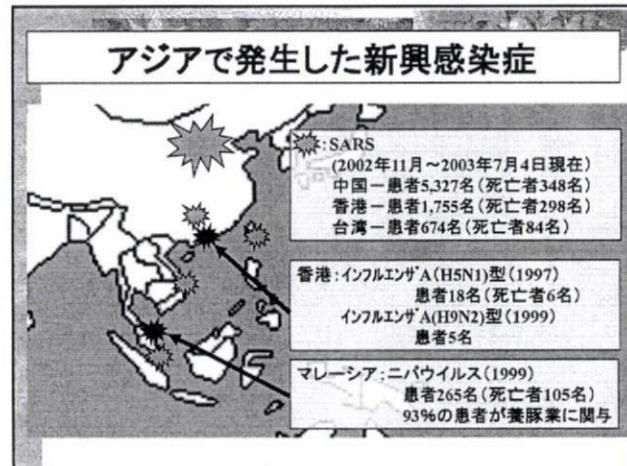
- ② 医療費を抑制する。
 - 疾病予防の推進(メタボリック・シンドローム)
 - 医療の効率化(平均在院日数の短縮 等)
 - 診療報酬のマイナス改定
 - 診療報酬の範囲の縮小 (混合診療)

健康保険法等の一部改正(主なもの)	
平成18年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直し(2割→3割) ・療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し ・保険診療と保険外診療との併用について再構成 ・保険財政共同安定化事業の創設 ・地域型健保組合の創設
平成19年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止
平成20年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割→2割) ・乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育就学前) ・医療費適正化計画←都道府県の診療報酬の特例 ・保険者に対する一定の予防健診等の義務付け ・後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設 ・前期高齢者(65歳～74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設
平成20年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・政管健保の公法人化
平成24年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護療養型医療施設の廃止

■各論2

感染症対策

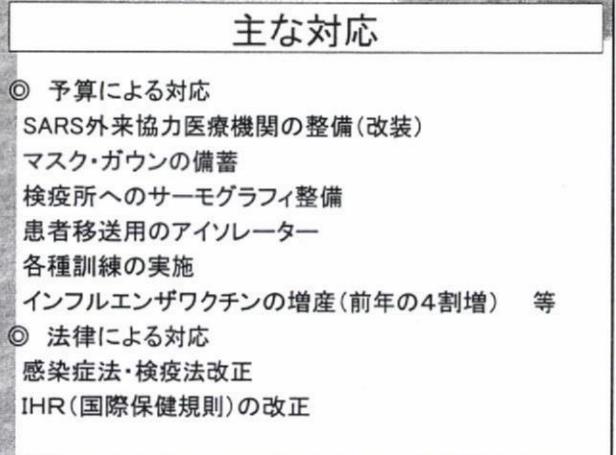
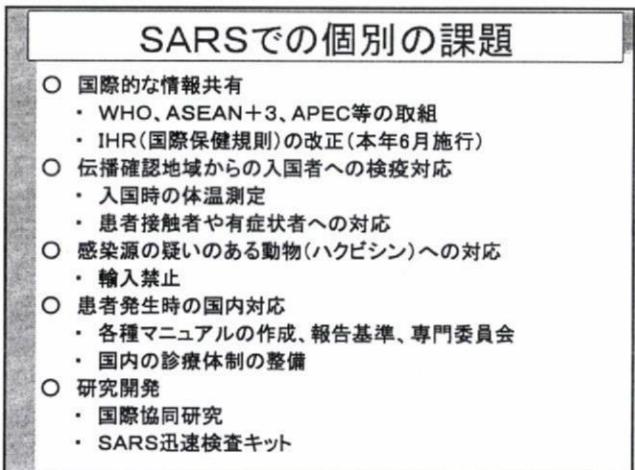
新興感染症の出現	
■ 従来知られていなかった感染症	
■ その多くが動物由来感染症	
■ 感染力が強く、重症化し、治療法がないものもある	
■ 70年代以降で30種以上	
2000年代	SARS、インフルエンザA型H7N7
1990年代	ニパウイルス、インフルエンザA型H5N1、オーストラリア・バット・リッサウイルス、ヘンドラウイルス、ハンタウイルス(シンノンブレウイルス)、NV-CJD
1980年代	O157、ライム・ボレリア、E型肝炎、HIV
1970年代	カンピロバクター・ジェジュニ、エボラウイルス、クリプトスピリジウム
1960年代	ラッサウイルス、マールブルクウイルス





なぜSARSは大問題になったのか？

- ◎ SARS可能性例は8,422人(死者数は916人)
(日本では1例も確認されていない。)
- ◎ 結核では、年間約350万人が死亡していると推定
- ◎ 「未知の疾病」と「高い致死率」という不安感
- ◎ 情報秘匿による不安の連鎖と対策の遅れ
- ◎ 社会・経済活動への重大な影響
- ◎ 感染拡大への懸念(パンデミックへの恐怖)



社会医学セミナー 公衆衛生学を選んだわけ —健康弱者を支える科学— 2007.8 奈良

山縣然太朗
山梨大学大学院医学工学総合研究部
社会医学講座

公衆衛生との出会い

- 公害
- 水俣病
- 宇井純
- 公害原論
- 水俣訪問
- 地域医療研究会

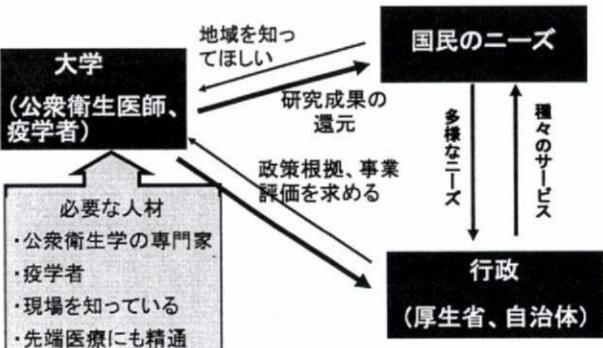
3回の岐路

- 医学部6年の夏
 - リクルート
- 卒後8年目の冬
 - 英国セミナー
- 卒後14年目の夏
 - 教授就任

公衆衛生学と人類遺伝学

- 健康弱者
 - 障害者
 - 乳幼児
 - 高齢者
- 遺伝学と社会
 - 遺伝と偏見・差別
 - 狹義と広義の人類遺伝学
- 疫学
 - 精度の高い測定

大学の公衆衛生医師、疫学者の任務



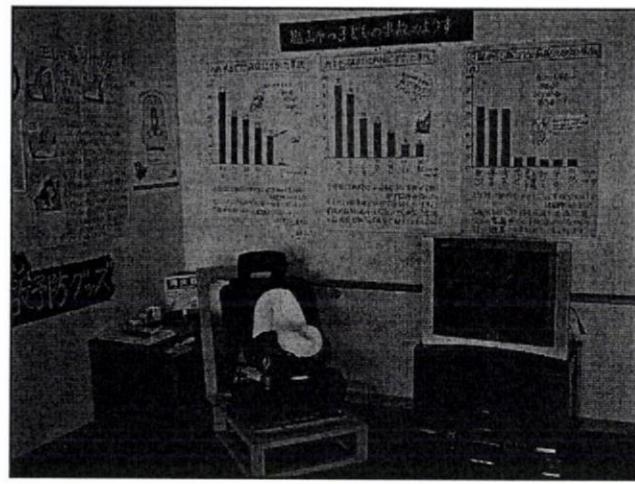
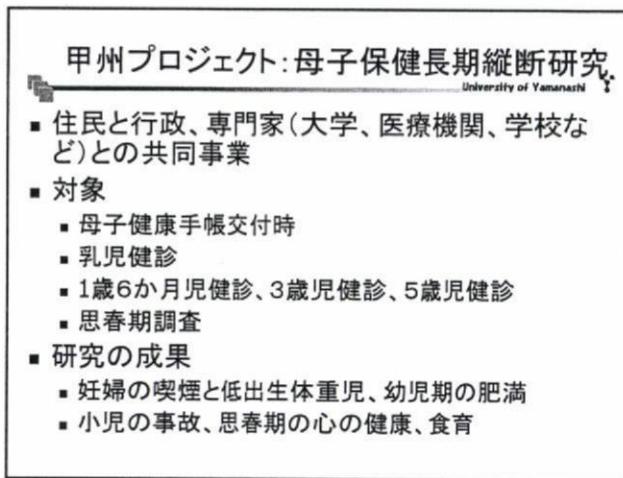
心ひたかな 暮らしき求めて



塩山市母子保健調査 10年のあゆみ

→2007年で20年目





NO.4 ママ&子育てサポート

事故は防げる!

生まれてから1歳半までの富山市の子どもの事故

1歳半未満では、床から落っこちる子が多いです。
床から落っこちる原因は、床面が高さであります。
また、床の高さを下げるには、段差があると危険です。
1歳半未満では、床から落っこちる子が多いです。
床から落っこちる原因は、床面が高さであります。
また、床の高さを下げるには、段差があると危険です。

【1歳半未満】床間にガタついた事故
起こりやすい事故は
床面やけど
あります

【1歳半未満】床間にガタついた事故
起こりやすい事故は
床面やけど
あります

【1歳半未満】床間にガタついた事故
起こりやすい事故は
床面やけど
あります

誤飲

やけどの

富山市で起こった事故

【1歳半未満】
【2歳半未満】
【3歳半未満】
【4歳半未満】
【5歳半未満】

【6歳未満】
【7歳未満】
【8歳未満】
【9歳未満】
【10歳未満】
【11歳未満】
【12歳未満】
【13歳未満】
【14歳未満】
【15歳未満】
【16歳未満】
【17歳未満】

【18歳未満】
【19歳未満】
【20歳未満】
【21歳未満】
【22歳未満】
【23歳未満】
【24歳未満】
【25歳未満】
【26歳未満】
【27歳未満】
【28歳未満】
【29歳未満】
【30歳未満】
【31歳未満】
【32歳未満】
【33歳未満】
【34歳未満】
【35歳未満】
【36歳未満】
【37歳未満】
【38歳未満】
【39歳未満】
【40歳未満】
【41歳未満】
【42歳未満】
【43歳未満】
【44歳未満】
【45歳未満】
【46歳未満】
【47歳未満】
【48歳未満】
【49歳未満】
【50歳未満】
【51歳未満】
【52歳未満】
【53歳未満】
【54歳未満】
【55歳未満】
【56歳未満】
【57歳未満】
【58歳未満】
【59歳未満】
【60歳未満】
【61歳未満】
【62歳未満】
【63歳未満】
【64歳未満】
【65歳未満】
【66歳未満】
【67歳未満】
【68歳未満】
【69歳未満】
【70歳未満】
【71歳未満】
【72歳未満】
【73歳未満】
【74歳未満】
【75歳未満】
【76歳未満】
【77歳未満】
【78歳未満】
【79歳未満】
【80歳未満】
【81歳未満】
【82歳未満】
【83歳未満】
【84歳未満】
【85歳未満】
【86歳未満】
【87歳未満】
【88歳未満】
【89歳未満】
【90歳未満】
【91歳未満】
【92歳未満】
【93歳未満】
【94歳未満】
【95歳未満】
【96歳未満】
【97歳未満】
【98歳未満】
【99歳未満】
【100歳未満】

誤飲チェック

誤飲チェック

企画制作:社団法人日本家族計画協会
監修:
・山中龍宏(子どもの安全ネットワーク・ジャパン副代表/緑園子ども病院院長)
・田村康夫(朝日大学歯学部教授)

39mm
最大口径
51mm
のど
●この中(乳幼児の口徑)に離れるものは赤ちゃんが飲み込む危険があります。

●誤飲チェックマークを指で持つ時はここをもって下さい。

誤飲チェックマークを指で持つ時はここをもって下さい。

誤飲チェックマークを指で持つ時はここをもって下さい。

誤飲チェックマークを指で持つ時はここをもって下さい。

結果

誤飲による医療機関受診者ありの割合(実績の累積値、終年)

調査年	誤飲による医療機関受診者ありの割合(実績の累積値)	誤飲による医療機関受診者ありの割合(目標)	誤飲による医療機関受診者ありの割合(現年)
1997	3.2	3.0	3.3
1998	3.3	3.0	3.3
1999	2.8	3.0	2.8
2000	2.3	3.0	2.3
2001	2.0	3.0	2.0
2002	1.8	3.0	1.8
2003	1.7	3.0	1.7
2004	1.6	3.0	1.6

医療機関受診は増加したが、実際の誤飲は減少傾向